

# 第3期(8月・9月分)

## 長崎市中小事業者等一時金(第3期) 申請要領

令和3年8月、9月の事業収入のうち 20%以上 50%未満減少している月がある場合は

全ての業種の事業者が申請対象になり得ます。

- 50%以上減少している月は、国の「月次支援金」の対象となり得ます。(最下段の囲み部分参照)  
※50%以上減少している月については、長崎市(長崎市中小事業者等一時金)への申請はできません。
- 「20%以上 50%未満減少している月」と「50%以上減少している月」がある場合は、それぞれ、長崎市(長崎市中小事業者等一時金)と国(月次支援金)が申請窓口となります。  
例)8月:25%減少、9月:60%減少の場合…8月分は長崎市、9月分は国に申請
- 長崎市中小事業者等一時金(第1期(R3年1~2月分)・第2期(R3年4~6月分))を受給した事業者も申請いただけます。
- 長崎県の要請に基づく市・町の営業時間短縮要請協力金(8月・9月分)または長崎県大規模集客施設時短要請協力金を受給した(する)事業者は対象外です。

ご不明な点は、専用コールセンターへお問合せください。

本一時金の支給額は、定額ではありません。

支給額…令和3年8月または9月の事業収入の減少額  
(月毎に上限 10 万円で、最大2か月分(20 万円)支給)

専用コールセンター 050-8881-8742(10/8~)

【開設時間】午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

### 【参考:国の『月次支援金』】

令和3年8月、9月の事業収入のうち 50%以上減少している月がある事業者

50%以上減少している月は、国の『月次支援金』の対象となり得ます。  
※50%以上減少している月については、長崎市(長崎市中小事業者等一時金)への申請はできません。

#### 支給額

中 小 法 人:上限 20 万円/月  
個人事業者等:上限 10 万円/月

#### 申請期限

8月分:10/31、9月分:11/30

月次支援金を初めて申請する場合、申請前に登録確認機関での事業内容等に関する事前確認が必要です。  
登録確認機関は、月次支援金ホームページでご確認ください。(商工会や商工会議所、金融機関等が登録確認機関となっています。)

専用コールセンター  
0120-211-240

月次支援金



## 制度概要

新型コロナウイルスの急速な感染拡大により、令和3年8月から9月にかけて長崎県より要請された市民への不要不急の外出自粛や飲食店等への営業時間短縮により、影響を受け、事業収入が減少した市内の中堅・中小事業者のうち、国の「月次支援金(8月、9月分)」の対象要件(減収率 50%以上)を満たさない事業者に対し、一時金を支給するもの。

## 申請要件

次の①、②のいずれかにより、2021年8月又は9月の事業収入が対2020年同月比(又は対2019年同月比)で20%以上50%未満減少していること

- ① 市内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けたこと
- ② 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること

具体例については、3ページ・4ページをご覧ください。

※事業収入が50%以上減少している月は、国の「月次支援金」の対象となり得ます。(この場合、長崎市(長崎市中小事業者等一時金)への申請はできません。)  
※「20%以上50%未満減少している月」と「50%以上減少している月」がある場合は、それぞれ、長崎市(長崎市中小事業者等一時金)と国(月次支援金)が申請窓口となります。  
例)8月:25%減少、9月:60%減少の場合…8月分は長崎市、9月分は国に申請  
※長崎市中小事業者等一時金(第1期・第2期)を受給した事業者も申請いただけます。

## 対象事業者

上記の申請要件を満たす事業主で、2021年8月6日時点で長崎市内に本社または主たる事業所を有する者(個人事業主の場合は長崎市民)のうち、次の①～④に掲げるすべての要件を満たす者。

※「本社または主たる事業所」とは、会社の場合は登記上の本店、その他の法人の場合は、本社や本部など、事業活動の中心として全事業を統括する拠点のこと

- ① 本一時金申請時点で事業を営んでおり、今後も継続する意思があること。
- ② 法人は、2021年8月6日時点で資本金又は出資総額が10億円未満であるか、資本金ないし出資総額の定めがない場合は常用従業者数が2,000人以下であること
- ③ 長崎県の要請に基づく市・町の営業時間短縮要請協力金(8月・9月分)または、長崎県大規模集客施設時短要請協力金を受給していない(しない)こと
- ④ 次のいずれにも該当していないこと

・2020年1月までに納期が到来している市税を滞納している者

分納中の者も滞納者に含みますが、地方税法の規定による徴収猶予又は換価の猶予を受けている者は除きます。徴収猶予や換価の猶予を申請される場合は、長崎市収納課(電話:095-829-1130)へお問い合わせください。

- ・暴力団、暴力団員並びにその関係者
- ・風俗営業法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者(ただし旅館業法の許可を受けて営業する者を除く)
- ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ・法人税法別表第1に規定する公共法人

## 給付額

申請要件を満たす月の売上減少額(1か月当たりの上限額10万円)。

※月毎に減少額を算定し、最大2か月分(20万円)支給。

※1か月分での申請も可能ですが、申請は1事業者につき1回までです。

8月、9月がいずれも対象となる場合は、2か月分まとめて申請ください。

※本一時金は、課税対象となります(法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税)。

## 必要書類

必要書類は、5ページの「提出書類チェックシート」をご覧ください。

## 特例措置

次のいずれかに該当する方で通常の要件等で不都合が生じる方は、特例が適用される場合がありますので、長崎市ホームページをご覧くださいか、専用コールセンターへお問い合わせください。

- ・2019年1月～2021年3月の間に設立(開業)した方
- ・確定申告ではなく、住民税の申告をしているが、住民税申告書の控えが手元にない方
- ・2021年1月以降に合併を行った法人
- ・連結納税を行っている法人
- ・2018年又は2019年に罹災の影響を受けた方
- ・2021年1月以降に個人事業主から法人化した方
- ・NPO法人や公益法人等
- ・2021年1月以降に事業の承継を受けた方
- ・業務委託契約等に基づく事業活動からの主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方

## 誓約兼同意事項

本一時金の支給申請にあたり、第3号様式「誓約書兼同意書」に記載の全ての事項に対して誓約・同意いただきます。全ての事項を必ずご確認ください。

## 申請期間

2021年10月8日(金)から **2021年11月30日(火)** ※消印有効

## 申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請書類は郵送でご提出ください。

郵送先: 〒850-8691 長崎市恵美須町 1-1  
長崎中央郵便局 私書箱 85 号  
長崎市中小事業者等一時金(第3期)窓口

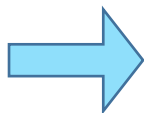
## 通知方法など

申請書類の審査の結果、支給する旨の決定をしたときは、ご指定いただいた口座への振込みをもって通知に代えます。(振込人名義: ナガサキシイチジキン3キ)  
支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

## 問合せ先

専用コールセンター(9:00～17:00) ※土日祝日除く  
**050-8881-8742**(10/8～)

郵送時に切り取って  
ご利用ください。



※切り取り線

〒850-8691 長崎市恵美須町 1-1  
長崎中央郵便局 私書箱 85 号  
長崎市中小事業者等一時金(第3期)窓口 宛

# 3、4ページに記載の業種はあくまで一例です。 全ての業種の事業者が申請対象になり得ます。

## 申請要件①

市内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けたこと

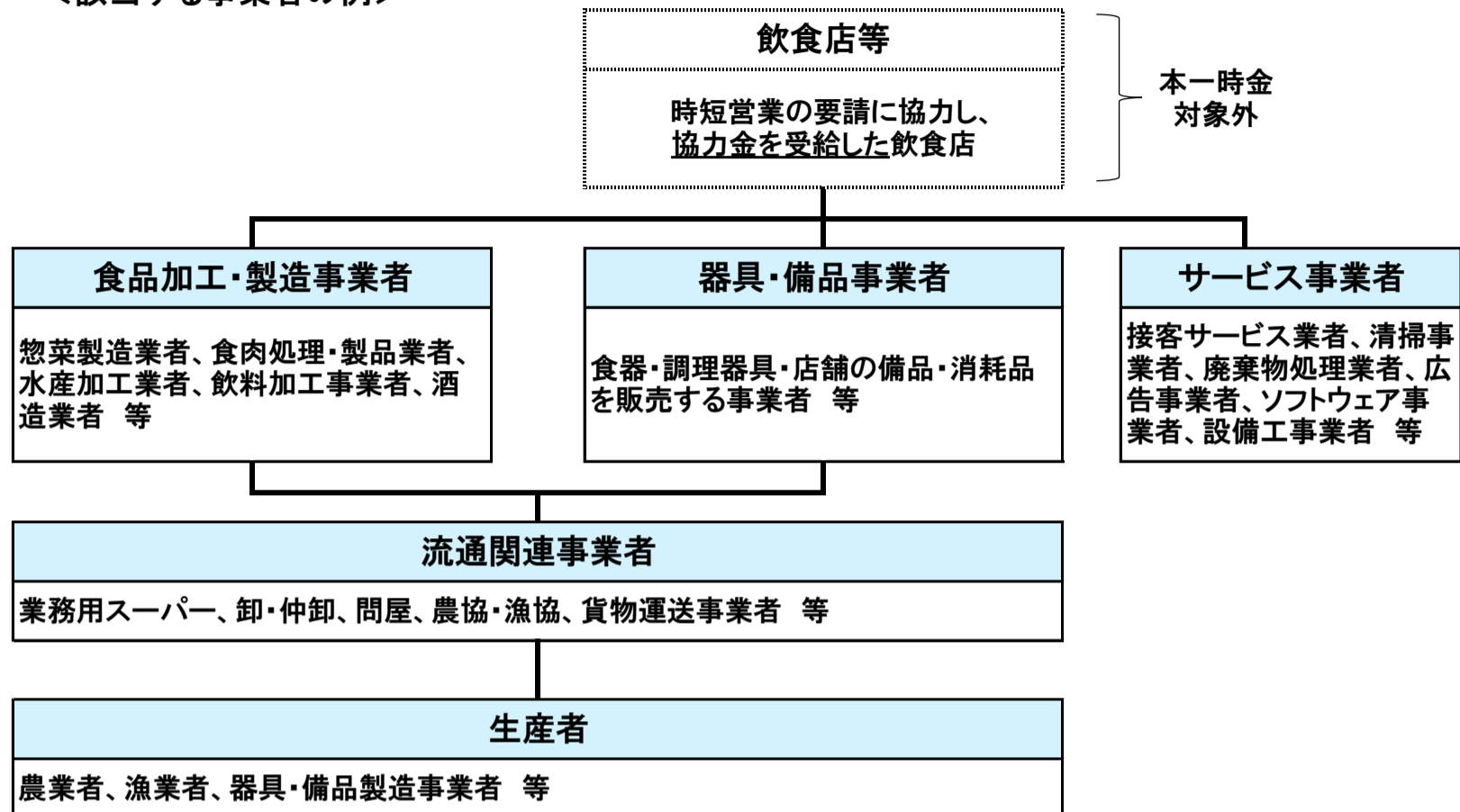
<該当する事業者の例>

【A】主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者	
	<p><b>飲食事業者</b>            →昼間営業など、時短営業の要請を受けていない飲食店            →時短営業の要請を受けたが時短をしていない、または協力金を受給していない飲食店</p>
<b>旅行関連事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊事業者:ホテル、旅館、簡易宿所、下宿 等</li> <li>・旅客運送事業者:タクシー、バス 等</li> <li>・自動車賃貸業</li> <li>・旅行代理店事業者</li> <li>・文化・娯楽サービス事業者:博物館、動物園、水族館、公園、公衆浴場、興業場 等</li> <li>・小売事業者:土産物店 等</li> </ul>
<b>その他事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・娯楽サービス事業者: 映画館、カラオケ、スポーツ施設(フィットネスクラブ、ボウリング場、ゴルフ場等)、遊戯場(ゲームセンター、パチンコ等) 等</li> <li>・小売事業者: スーパー、コンビニエンスストア、飲食料品販売店、酒屋、菓子・パン等販売店、雑貨店、金物店、文房具店、本屋、電気製品販売店、自動車販売店、衣服・靴・履物等販売店、アパレルショップ、花屋、ドラッグストア、ホームセンター、ガソリンスタンド 等</li> <li>・対人サービス事業者: 病院・診療所、旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容室、クリーニング店、写真屋、自動車整備業、機械等修理業、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、冠婚葬祭業(結婚式場等)、運転代行業、保険・保険サービス業、公認会計士事務所、法律事務所、行政書士事務所、警備業、通所サービス、在宅サービス、保育所、学習塾、音楽・書道・そろばん教室等、家事代行サービス、職業紹介業、労働者派遣業 等</li> </ul>
【B】Aの事業者への商品・サービス提供を行う事業者	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品・加工製造事業者: 肉加工品、牛乳、乳製品、缶詰、練製品、冷凍食品、調味料、パン・菓子、惣菜、弁当・調理パン、レトルト食品、清涼飲料、酒類、茶・コーヒー 等</li> <li>・清掃事業者: ごみ収集運搬、ごみ処分、清掃サービス、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分 等</li> <li>・業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者</li> <li>・卸・仲卸    ・貨物運送事業者    ・広告事業者    ・ソフトウェア事業者    等</li> </ul>

## 申請要件②

県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること

<該当する事業者の例>



# 長崎市中小事業者等一時金(第3期) 提出書類チェックシート

申請にあたり、チェックシートとしてご活用ください。このチェックシートは提出いただく必要はございません。  
また、本一時金は郵送での申請のみとしております。

## 1 提出書類の確認について

書類の種類	チェック
① 長崎市中小事業者等一時金(第3期)支給申請書(第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 該当要件申告書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>
③ 誓約書兼同意書(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
④ 2020年8月又は9月を含む確定申告書の控えの写し(法人:別表一、個人事業主:第一表) ※ <u>收受日付印が押印されていること</u> ※ <u>確定申告義務がない方は、住民税申告書類の控えの写し(收受日付印が押印されていること)</u> ※ <u>e-Taxによる申告の場合は、受信通知等の受付日時が確認できる書類の添付、もしくは確定申告書に受付日時等が印字されているもの。いずれも存在しない場合、法人は税理士の署名がなされた確定申告書類の提出、個人事業主は税務署が発行する「2020年分の納税証明書(その2)」を併せて提出いただく必要があります。</u>	<input type="checkbox"/>
⑤ <b>【事業収入を2019年と比較する場合】</b> ※ <u>收受日付印の取扱いは④と同様</u> <u>④に加え、2019年8月又は9月を含む確定申告書の控えの写し</u> (法人:別表一、個人事業主:第一表)	<input type="checkbox"/>
⑥ ①に記載した2020年(又は2019年)8月又は9月の事業収入が確認できる以下の書類	—
<b>【法人】法人事業概況説明書(1、2枚目)</b>	<input type="checkbox"/>
<b>【個人事業主】</b> ※以下のいずれかを提出	
● <u>所得税青色申告決算書で月別の事業収入が確認可能な方</u> → <u>所得税青色申告決算書(1、2ページ)</u>	<input type="checkbox"/>
● <u>所得税青色申告決算書に月別の事業収入の記載が無い又は白色申告を行っている方</u> → <u>事業収入が確認できる帳簿(売上台帳等)の写し</u> ※ <u>8月、9月の2か月分申請する場合は、2か月分添付いただく必要があります。</u>	<input type="checkbox"/>
⑦ ①に記載した2021年8月又は9月の事業収入が確認できる帳簿(売上台帳等)の写し ※ <u>8月、9月の2か月分申請する場合は、2か月分添付いただく必要があります。</u>	<input type="checkbox"/>
⑧ <u>振込先口座の通帳の写し(見開き1ページ目)</u> ※ <u>旧十八銀行、旧親和銀行の通帳は十八親和銀行の通帳へ切り替えのうえご提出ください。</u>	<input type="checkbox"/>
⑨ <b>【個人事業主の場合】本人確認書類の写し</b> 住所、氏名、生年月日が確認できる公的証明書類の写し 例)運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、健康保険証(両面)、在留カードなど	<input type="checkbox"/>

通常要件等で不都合が生じる方は、2ページに記載の特例が適用される場合がありますので、長崎市ホームページをご覧くださいか、専用コールセンターへお問い合わせください。

## 2 申請書(第1号様式)について

① <u>法人は代表者印、個人事業主は代表者の認印が押印されているか</u>	<input type="checkbox"/>
② 本社所在地(個人事業主は住民票上の住所)が長崎市内の住所となっているか、 令和3年8月6日時点で長崎市内に本社所在地(個人事業主は住民票上の住所)があるか	<input type="checkbox"/>
③ 「申請者」欄の各記載事項について、 <u>法人の場合は「確定申告書類の控え(写し)」の内容と、 個人事業主の場合は「本人確認書類(写し)」の内容と一致しているか</u>	<input type="checkbox"/>
④ <u>法人の場合、資本金と従業員数の欄に記載があるか(個人事業主は空欄でOK)</u>	<input type="checkbox"/>
⑤ 「1 振込先」欄の情報が「振込先口座の通帳(写し)」の情報と一致しているか	<input type="checkbox"/>
⑥ 口座名義人は「振込先口座の通帳(写し)」と同じものをカタカナで記載しているか	<input type="checkbox"/>
⑦ 「2 売上高比較表」の対象年、月、売上金額が売上が証明する添付書類と一致するか	<input type="checkbox"/>
⑧ 「2 売上高比較表」の減少額算出にあたり、2020年だけでなく2019年とも比較したか ※減少額が支給額となりますので、必ずご確認ください。	<input type="checkbox"/>
⑨ 「2 売上高比較表」の減少額及び減少率の計算に間違いがないか、 減少率は20%以上50%未満になっているか、減少率は小数点第1位を四捨五入しているか	<input type="checkbox"/>
⑩ 「2 売上高比較表」の支給申請額は、「減少額」か「10万円」のいずれか小さい方を記入しているか。支給申請額の計に間違いがないか(合計後に千円未満切り捨て)	<input type="checkbox"/>
⑪ 申請者と口座名義人が一致しない場合、「3 委任状」の欄に必要事項の記載、押印があるか	<input type="checkbox"/>

## 3 添付書類について

① 該当要件申告書(第2号様式)について、給付要件のいずれかにチェックしているか、 「取引先の業種・名称」及び「取引状況」について記載しているか	<input type="checkbox"/>
② 誓約書兼同意書(第3号様式)について、ふりがなを記載しているか	<input type="checkbox"/>
③ <u>確定申告書類の控え(写し)(確定申告の義務のない者は住民税の申告書類の控えの写し (収受日付印が押印されていること))(以下、確定申告書類等という)</u> について、売上の比較を行う 8月又は9月が含まれたものであるか	<input type="checkbox"/>
④ 事業収入を2019年と比較する場合、2020年の確定申告書類等に加え、 2019年の確定申告書類等も添付されているか	<input type="checkbox"/>
⑤ 確定申告書類等について、税務署、青色申告会、税理士法人又は税理士の収受日付印が押 印されているか、e-Taxによる申告の場合は、受信通知等の受付日時が確認できる書類の添 付、もしくは確定申告書に受付日時等が印字されているか いずれも存在しない場合、法人は税理士の署名がなされた確定申告書類であるか、 個人事業主は税務署が発行する当該年の「納税証明書(その2)」が添付されているか	<input type="checkbox"/>

※切り取り線以下の郵送先情報は、申請書類送付時にご利用ください。

※<切り取り線

〒850-8691 長崎市恵美須町 1-1  
長崎中央郵便局私書箱 85 号  
長崎市中小事業者等一時金(第3期)窓口 宛

